

第1回湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会 議事概要

1. 開催日時 平成28年10月25日 午前10時～午後0時00分
2. 開催場所 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ（長浜市八幡中山町200番地）工場棟3階 研修室
3. 出席者
 - 【委員】（順不同）
金谷 健委員、及川 清昭委員、鈴木 康夫委員、武田 信生委員
竹内 寛委員、橋本 良弘委員、喜田 和男委員、富永 国男委員
熊谷 定義委員、青山 誠司委員、寺村 治彦委員、山田 英喜委員
 - 【事務局】
八上事務局長、辻井施設整備課長、樋口施設整備課主幹
岡施設整備課主査、勝木施設整備課主事
 - 【支援委託業者】
パシフィックコンサルタンツ（株）
4. 傍聴者 2名
5. 議題
 - (1) 委員長、副委員長の選出について
 - (2) 湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会設置条例について
 - (3) 会議の公開等について
 - (4) 新施設建設候補地選定について
 - (5) 選定委員会の役割、審議事項について
6. 会議内容
 - ①開会
 - ②委員の委嘱式
 - ③管理者あいさつ
 - ④委員及び事務局の自己紹介
 - ⑤委員長、副委員長の選出について
 - ⑥湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会設置条例について
 - ⑦会議の公開等について
 - ⑧新施設建設候補地選定について
 - ⑨選定委員会の役割、審議事項について
 - ⑩その他
 - ⑪閉会

(①開会)

午前10時00分開会

(②委員の委嘱式)

委嘱状の交付（代表：武田委員）

(③管理者あいさつ)

センター管理者から開会の挨拶

(④委員及び事務局の自己紹介)

各委員、事務局から自己紹介

(⑤委員長、副委員長の選出について)

委員長に金谷健委員、副委員長に及川清昭委員を選出

(⑥湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会設置条例について説明)

委員 : 委嘱状の任期の件について、本委員会の任期中に推薦された今の役職を終える予定だが、その後は引き続き新しい方に継続して委嘱していただくということでよいか。

事務局 : 1号委員、2号委員については個人に対しての委嘱なので、委嘱状の任期でお願いしたい。3号委員については関係行政機関の役職に対して委嘱させていただいている。

委員 : 選定委員会では選定までとのことだが、選定委員会では選定1位、2位と決めるだけという認識でよいか。そして、その順位で必ずしも建設用地が決定されるわけではないということか。

事務局 : 当委員会は附属機関ということでお願いをしており、諮問させていただいたものに対して、議論をいただき、管理者にそれを答申していただくという形である。当然、管理者もその答申については十分尊重させてもらい最終決定させていただく。1番、2番といった順位をつけていただいた過程の議論の内容は当然尊重させていただく。

委員長 : 管理者に答申するところまでが委員会の役割ということである。

(⑦会議の公開等について説明)

委員 : 会議録の公開はセンターのホームページに掲載することにより行うとなっているが、公開する会議録は会議内容全てとなるのか。

事務局 : 今のところ、議事の概要として、表記を「委員」「委員長」という書き方で、要点録という形式を考えている。

委員 : 非公開の会議であったとしても会議録の要点はすべて出すということか。

事務局 : 非公開の場合は、基本的に議事録も非公開と考えている。ただし、会議次第や審議結果という形式での公開は考えている。

委員 : 会議の公開・非公開を決めるについての根拠は設置条例で言うとどれに当たるか。

事務局 : 湖北広域行政事務センターの公開条例の中に附属機関の会議の公開というところで位置づけをさせていただいている。附属機関の詳細な運用の要綱を持ち合わせていないので、長浜市の附属機関等の会議の公開に関する要綱を準用している。

委員 : 設置条例第9条「この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に管理者が定める」とあるので、管理者の責任において公開するかどうかは、要綱を準用するという考え方である。

(⑧新施設建設候補地選定について説明)

委員長 : 資格判定基準項目は、このままだと曖昧なので判定そのものが多分できないと思う。これについては、後の委員会で事務局の案として、より具体化した数値を示す必要があると思う。相対的なものは全部後のほうに持っていくべきで、その仕分けがしっかりとできていないのではないかと感じる。資格判定基準項目は資格判定なので、どれか1個でも満たさなかつたら不適となるわけですよね。そうすると委員会においてより明確な表現にすることや資格判定基準の変更ということもあり得るのか。

事務局 : 資格判定基準項目を明確にしていくことや資料を出すことも当然だが、具体的な項目も検討いただきたいと考えている。この資格判定基準項目は、最低限必要な項目で、これを満たさないと相対比較までは進めないということで、この中にどうしても乗り越えられない項目がある場合の判定を委員会で行っていただきたいと考えている。

委員 : 理論的な議論をやるのだったらそれでいいと思うのですが、現実的にはこれは既に出てしまっている。そのため、資格判定基準項目を今から変えるということは、あまり現実的ではなく、選定対象を確保するためには明確にし過ぎないことが必要ではないかと思う。もう少しほっきりさせるべきだということであれば、後々の議論の中で、絶対的評価と相対的評価の内容に分け、新たに相対比較にその一部を加えるというようにしていかないと現実的には進まないと思う。

委員長 : その議論は今後、丁寧にしておく必要があると思う。既に公表されたものを前提にやるしかないが、応募が出てくる前に決めなくてはいけない。

委員 : 相対比較項目にコストに関係するものが入っていないと感じる。どこの場所であれば、どれだけの経費がかかるのか、というものを少しでも出していただけだと大変ありがたいと思う。

事務局 : コストの評価もこの相対評価の中には盛り込んでいきたいと考えている。
資料については、次回提示させていただく。

(⑨選定委員会の役割、審議事項について説明)

委員 : 例えば、自治会が全住民の合意形成を得るのに非常に時間がかかったというケースの場合、それが3月にずれ込んで、4月、5月に応募するというケースも考えられるかと思うが、それは対象外と考えるのか。その辺も含めて、資料のスケジュールは大まかという理解でよいか。

事務局 : スケジュールについては予定として示している。
なお、公募の期間を過ぎた応募については、期間が過ぎた後も募集を受け付けるということは考えていない。
施設の使用期限等があるという関係もあり、回数が増えた場合でも7月末にはこの報

告（答申）を行っていただきたいと考えている。

委員 : 候補地の評価に当たっては書面だけで検討するのか、あるいは実際に現地を見て検討するのか。

事務局 : 応募があった場所の現地を見て、評価をしていただくということを考えている。

委員長 : 先ほど前の議題で議論していた資格判定基準だが、資料6、資料9を見ると、資格判定基準そのものもこの内で検討することになっている。先ほどの議論は、この委員会の中できちんと決めていくという整理でよろしいか。

事務局 : そういう形でお願いしたい。

委員長 : 委員会の6回目以降の議論をするときに、最終的に公開する報告書には応募地の具体的な自治会名などを明示するのか、それともそこはアルファベット等の形で示すのかというところについてはかなり重要と思う。次回以降で結構なので、事務局のほうから他の事例なども踏まえて案を提示いただけないか。

事務局 : 今後検討させていただいて、委員会へ示したいと思う。

委員長 : 選定評価結果報告書の作成イメージは早い段階から検討することにより、応募地の明示等についても慎重に決めた方がいいと思う。

事務局 : 今のご意見をいただきましたので、次回以降、他事例を踏まえた調査等をさせていただきまして、実際の応募者の取扱いについてまた資料を提示させていただきたい。

委員 : 敷地5haの中に建て替え用地として1ha示されているが、施設を建て替えるときにそこへ建て替えをしてという形で、敷地の中で建て替え続けていく、というものか。

事務局 : そのとおりである。

(⑩その他、今後の日程調整方法について)

各委員との日程調整方法について確認

次回委員会開催日は、11月25日15時に設定。

(⑪閉会)

午後0時00分閉会

以上